

佐賀県ソフトテニス連盟規約

(名称及び事務局)

第1条 本会は、佐賀県ソフトテニス連盟（以下「連盟」という。）と称し、事務局を会長の指定する場所に置く。

事務局住所は、〒847-0084 佐賀県唐津市和多田西山 2-41 前田建設ビル 1F。

(目的)

第2条 連盟は、佐賀県内のソフトテニスを振興し、健康の増進とスポーツ精神を養い、もって地域社会の発展に寄与することを目的とする。

2 連盟は、公益財団法人日本ソフトテニス連盟及び公益財団法人佐賀県スポーツ協会に所属する。

(事業)

第3条 前条の目的を達成するため、連盟は次に掲げる事業を行う。

- (1) ソフトテニスの普及発展のための P R 及び指導
- (2) 佐賀県におけるソフトテニス競技大会の実施
- (3) ソフトテニスに関する講習会等の実施
- (4) 他の団体が実施するソフトテニス競技大会の後援及び協賛
- (5) 他の競技団体との連絡協調
- (6) その他必要な事業

(組織)

第4条 連盟の運営を円滑にするため、別表 1 のとおり県内各市郡に支部を置く。支部とは、ソフトテニス愛好者により個々に組織された団体が一堂に会し、ソフトテニス競技単一組織として市郡体育協会に加盟手続きを行ない、社会的な組織として認められた市郡を代表する協会又は連盟等をいう。

2 前項に定める市郡を代表する協会又は連盟等のほか、次に掲げる団体を加盟団体として組織する。

- (1) 佐賀県中学校ソフトテニス部
- (2) 佐賀県高等学校ソフトテニス部
- (3) 佐賀県内大学ソフトテニス部
- (4) 佐賀県内実業団ソフトテニス部
- (5) 佐賀県百才会
- (6) 佐賀県レディースソフトテニス連盟
- (7) 佐賀県内ジュニアソフトテニスクラブ

3 連盟の事業を円滑に遂行するため次のとおり専門部を置き、会務を分担する。

- (1) 総務部
 - ①連盟の予算及び決算に関すること
 - ②連盟の庶務及び広報に関すること
 - ③会員登録に関すること
 - ④他の専門部の所管に属さない事項

(2) 競技運営部

- ①各種競技大会の運営に関すること
- ②各種大会成績の取りまとめに関すること

(3) 普及部

- ①会員の普及及び底辺拡大に関すること
- ②競技の普及に関すること

(4) 強化部

- ①選手の強化に関すること

(5) 審判部

- ①審判員の養成及び認定に関すること
- ②各種大会における審判員の確保に関すること

(6) 技術等級部

- ①技術等級の認定に関すること
- ②技術等級制度の普及に関すること

4 前項に定める専門部の委員は、理事の中から会長が委嘱する。

(会員)

第5条 連盟の会員は、前条第1項に規定する支部に登録した団体又は同条第2項に規定する団体に所属する者とする。

2 団体は、毎年度、会員を連盟に登録しなければならない。

3 団体は、登録内容に変更があった場合は、速やかに連盟に報告するものとする。
(加盟)

第6条 連盟に新しく加盟する団体は、加盟申込書、会員登録関係書類を会長に提出し、常任理事会の承認を得なければならない。

(脱退)

第7条 連盟を脱退する団体は、事由を付した脱退届けを会長に提出し、常任理事会の承認を得なければならない。

(除名)

第8条 団体または会員が、次の各号の一に該当するときは、常任理事会の決議により除名することができる。

- (1) 団体または会員としての義務に違反したとき。
- (2) 連盟の名誉を傷つけ、または目的に違反する行為があったとき。
(役員)

第9条 連盟に次の役員を置く。

- (1) 名誉会長 1名
- (2) 顧問 若干名
- (3) 会長 1名
- (4) 副会長 若干名
- (5) 理事長 1名

- (6) 副理事長 若干名
- (7) 常任理事 20名
- (8) 理事 81名以内
- (9) 監事 2名

2 常任理事の専門部別の定数は次のとおりとする。

- (1) 総務部 5名
- (2) 競技運営部 6名
- (3) 審判部 2名
- (4) 普及部 2名
- (5) 強化部 4名
- (6) 技術等級部 1名

3 理事の支部別及び団体別の定数は別表1のとおりとする。

4 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

5 役員が欠けた場合は、前任者が所属していた支部又は団体からの後任の役員を選出するものとする。ただし、役員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 欠けた役員が常任理事の場合、専門部の意向を踏まえ新たに常任理事を選出するものとする。

7 役員は、その任期満了の後も後任者が就任するまでの期間、その職務を行うものとする。

(役員の選任)

第10条 役員の選任は、次のとおりとする。

- (1) 名誉会長、顧問、会長及び副会長は、理事総会の決議により推举する。
- (2) 理事長、副理事長、常任理事は、理事の中から理事の互選により選出し、会長が委嘱する。
- (3) 理事は、第4条に規定する支部及び団体から推薦された者をもって充て、会長が委嘱する。
- (4) 監事は、会長が委嘱する。

(役員の任務)

第11条 連盟役員の任務は次のとおりとする。

- (1) 名誉会長及び顧問は、本連盟の主要事項について会長の諮問に応じる。
- (2) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- (3) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長があらかじめ定めた順序により、その職務を代理する。
- (4) 理事長は、本連盟を事務的に代表し、会長の命を受けて会務を執行する。
- (5) 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときは、その職務を代理する。
- (6) 常任理事は、各専門部に属し部の会務を行うとともに、常任理事会を組織し会長の命を受けて会務を処理する。
- (7) 理事は、連盟の収支、運営、行事に関する主要事項を審議し、理事総会決議事項

等を所属支部及び団体への連絡及び執行の任にあたる。

- (8) 監事は、連盟の会計ならびに業務執行の状況を監査し、理事総会及び常任理事会に出席して意見を述べる。

(役員の解任)

第12条 役員が次に掲げる各号の一に該当するときは、常任理事会の決議により役員を解任することができる。

- (1) 心身の理由によって職務の執行に耐えうることができないとき。
(2) 役員としてふさわしくない行為があったとき。

(会議)

第13条 連盟の会議は、理事総会、常任理事会とし、いずれも会長が招集する。

(理事総会)

第14条 理事総会は、会長、副会長、理事長、副理事長、常任理事、理事をもって組織し、原則として年1回とする。ただし、緊急を要するときは、臨時に招集することができる。

2 理事総会は、構成人員の半数以上の出席をもって成立、出席者の過半数の賛成をもって決定する。可否同数の場合は議長がこれを決する。

3 理事総会の議長は副会長又は副理事長から選出する。

4 理事総会の決議事項は次のとおりとする。

- (1) 事業計画に関すること。
(2) 収支予算に関すること。
(3) 収支決算に関すること。
(4) その他必要な事項。

(常任理事会)

第15条 常任理事会は、会長、副会長、理事長、副理事長、常任理事をもって組織する。

2 常任理事会は、構成人員の2／3以上の出席をもって成立、出席者の過半数の賛成をもって決定する。可否同数の場合は議長がこれを決する。

3 常任理事会の議長は副会長又は副理事長から選出する。

4 常任理事会は、事業計画、収支予算、収支決算、その他各専門部の事業内容など必要事項について立案審議する。

5 緊急を要する事項に関しては理事総会にかえてこれを決議し、理事総会で承認を受けなければならない。

(会計)

第16条 連盟の会計年度は、毎年2月1日に始まり翌年1月31日をもって終了する。

2 連盟の事業の運営は、次の収入をもって充てる。

- (1) 登録料
(2) 参加料
(3) 補助金

(4) 寄付金

(5) その他

3 連盟の会計に特別会計及び基金を設けることができる。

(登録料)

第17条 登録料及び参加料については、理事総会の決議により別に定める。

2 会員は、毎年度登録料を連盟に納入しなければならない。

3 納入された登録料及び参加料は原則として返還しない。ただし、正当な理由がある場合は、この限りでない。

(補則)

第18条 この規約に定めるもの他、必要な事項は別に定める。

附 則

この規約は、昭和49年から施行する。

附 則

この規約の施行の日において、前年度から理事であった者については、第10条の規定により、会長が理事として委嘱した者とみなす。

附 則

この規約の施行の日前に制定されていた佐賀県ソフトテニス連盟の規約は廃止する。

附 則

この規約は、平成23年3月5日から施行する。

附 則

この規約は、平成25年3月2日から施行する。

附 則

この規約は、平成26年3月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年3月4日から施行する。

附 則

この規約は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和4年4月1日から施行する。

弔慰金内規

佐賀県ソフトテニス連盟

(総則)

第1条 この内規は、佐賀県ソフトテニス連盟(以下「連盟」という。)における弔慰金に関する事項について定めたものである。

(適用範囲)

第2条 この規定は、現職の連盟役員(以下「役員等」という。)に適用する。ただし、理事長が必要と認めた場合は、その限りではない。

(弔事)

第3条 役員等に支給する弔慰金については次のとおりとする。

(1) 会長	・・・	弔慰電報及び花輪
(2) 副会長・名誉会長	・・・	弔慰電報
(3) 監事・理事長・顧問	・・・	弔慰電報
(4) 副理事・常任理事	・・・	弔慰電報
(5) 理事	・・・	自由参列

(弔事の処置)

第4条 事務局は、前条各項の通知を受けた時は速やかに快調及び理事長並びに常任理事に通知するとともに、その処置を講じなければいけない。

第5条 第3条に関する情報は、県内外の該当する関係者・諸団体へも通知する。

(その他の弔慰見舞金)

第6条 この内規に定めがない場合でも、支給の必要があると判断されるときは、その都度決定する。

附 則

この規約は、令和4年4月1日から施行する。